一　地域再生計画の作成主体の名称　久慈市並びに岩手県下閉伊郡普代村、九戸郡野田村及び洋野町
二　地域再生計画の名称　「人口減少に負けない！～地域が輝き、「北三陸」に人集う雇用創造プロジェクト～」
三　地域再生計画の区域の範囲　久慈市並びに岩手県下閉伊郡普代村、九戸郡野田村及び洋野町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百一号

一　地域再生計画の作成主体の名称　酒田市
二　地域再生計画の名称　新産業の育成と定住・交流人口の拡大による雇用創出プラン～人財と風土が支える産業・交流都市「酒田」を目指して～
三　地域再生計画の区域の範囲　酒田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百二号

一　地域再生計画の作成主体の名称　村山市
二　地域再生計画の名称　「つながる」産業振興プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　村山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百三号

一　地域再生計画の作成主体の名称　那須烏山市
二　地域再生計画の名称　「なすから」の魅力、再発見！未来へつなぐ雇用創造プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　那須烏山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百四号

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県
二　地域再生計画の名称　設備投資誘発による長野県経済活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百五号

一　地域再生計画の作成主体の名称　東御市
二　地域再生計画の名称　長野県東御市雇用創造「とうみ　マリアージュ・プロジェクト」～標高差が育むワインと食、そして雇用～
三　地域再生計画の区域の範囲　東御市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百六号

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県吉野郡吉野町、川上村及び東吉野村
二　地域再生計画の名称　「目指せ！ふるさと吉野地域の復活！」～消滅危機から脱出するための産業・雇用再生プロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡吉野町、川上村及び東吉野村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百七号

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知市
二　地域再生計画の名称　「こりゃあ美味い！高知」　食を通じた交流人口の拡大による市民総活躍の雇用拡大事業
三　地域再生計画の区域の範囲　高知市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百八号

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町
二　地域再生計画の名称　「世界遺産と夜景を活かした雇用創造」
三　地域再生計画の区域の範囲　長崎市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百九号

一　地域再生計画の作成主体の名称　延岡市
二　地域再生計画の名称　多彩な企業と人材が織りなす雇用創造プロジェクトによる地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　延岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第二百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
　平成二十八年七月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三